

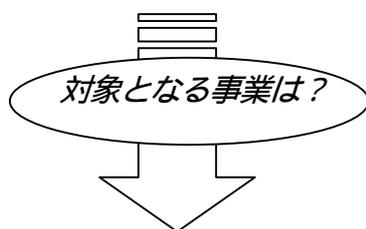
## 「稲沢市市民参加の推進に関する要綱」の概要

### 1 制定理由

市民側・行政側のそれぞれが、市民参加の必要性を感じていることによって制定したものです。

市民側には、自己実現の高まりや専門的な能力を持つ市民の増加、元気な高齢者の増加などによって行政との協働に対する意欲や可能性が高まっていること、行政側においては、地方分権の進展、市民ニーズの多様化・高度化や財政状況の逼迫などによって、公的サービスの計画・実行・評価における市民との協働が不可欠となっていることが挙げられます。

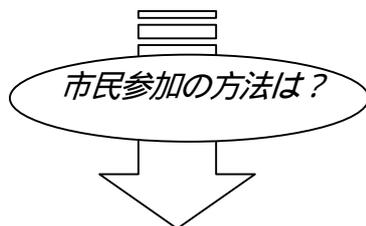
(「協働」とは、市民と行政がそれぞれ果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し、協力し合うことを意味しています。)



### 2 市民参加の対象(第3条)

次に掲げる施策を実施しようとする場合は、市民参加の対象とします。ただし、市民参加を求めることが適切でないものについては、市民参加を求めないものとします。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更
- (2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (3) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- (4) 市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更



### 3 市民参加の方法(第5条~10条)

市は、市民参加を求めて施策を実施しようとする場合、その施策にふさわしい方法を選んで広く市民参加を得られるように努めなければならないこととしました。

市民参加の方法には、さまざまなものがありますが、次の3点の方法に特に重点を置いて推進していきます。ただし、要綱記載の方法に限定することなく必要に応じて、各事業によって最適な手法を選択し、または複数の手法を組み合わせで行っていきます。

- (1) 情報の公表
- (2) パブリックコメント手続
- (3) 附属機関の委員の公募と会議録の公表